

ユネスコの無形文化遺産条約とその課題

岡部 政美

- 1はじめに
- 2文化遺産保護のための国際協力
 - (1)国連とユネスコを中心とした文化遺産保護
 - (2)世界遺産条約
 - (3)初期の無形文化遺産保護とその難しさ
 - 3アジア地域の文化遺産保護
 - (1)アジア地域の文化遺産保護の特徴と諸組織
 - (2)組織による無形文化遺産の活動
 - (3)各国での無形文化遺産保護
 - 4無形文化遺産条約発効にいたるまでの遺産に関する概念
 - (1)「文化遺産」と「文化財」
 - (2)無形文化遺産条約発効までの道のり
 - (3)有形文化遺産の無形文化遺産への歩み寄り
 - 5まとめ

1はじめに

2006年4月にユネスコによる「無形文化遺産の保護に関する条約」(以降「無形文化遺産条約」と略記する)が発効⁽¹⁾した。この条約は、「口承による伝統および表現、芸能、社会的慣習・儀式および表現、自然および万物に関する知識および慣習、伝統工芸技術(第2条)」などの無形の文化を、人類共通の遺産として保護することを目的としている。一方、有形の文化を保護することを目的とした「世界の文化遺産及

- (1)条約採択は2003年。
- (2)文化遺産、自然遺産、複合遺産の登録件数は、それぞれ628件、160件、24件である。
- (3)筆者が2007年1月に旅行会社のカウンターでパンフレットをみたところ、次のようなうたい文句が

び自然遺産の保護に関する条約」(以降「世界遺産条約」と略記)は、1972年にユネスコ総会で採択されている。世界遺産条約で保護対象とされている有形文化遺産は、さらに「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」に分類されている。現在登録されているものには、スペインの「グラナダのアルハン布拉宮殿」、中国の「万里の長城」、アメリカの「イエローストーン国立公園」などよく知られたものがある。これらの有形文化遺産については、遺産保存のための国際キャンペーンや信託基金設立、修復保存技術のためのワークショップ開催、さらに登録遺産のカテゴリーを増やすなど、すでにさまざまな活動が展開してきた。つまり有形の文化遺産が保護対象とされてから、無形の文化遺産が条約によって保護されるのに、じつに約30年を費やしたわけである。

この30年の間に世界遺産条約は、加盟国180力国、登録件数812件⁽²⁾をかぞえ(2005年8月時点)、最多の加盟国数を誇る国際保護条約となり、世界的にもっともポピュラーな条約とまで言えるようになった。世界遺産は実際に私たちの生活でも身近な存在となり、世界遺産を売りにした旅行商品⁽³⁾や、書籍、テレビ番組

見られた。「アジアの世界遺産と周遊」、「大自然を歩く、世界遺産を歩く」、「カルタゴの遺跡とサハラ砂漠、チュニジア世界遺産紀行9」、「輝くアルプスに見守られ歴史と自然の世界遺産を歩く」(いずれも「ルック JTB」のパックツアー)

(4) などが巷にあふれ、「世界遺産」という言葉を耳にしない日はないといつてもよい。大学においても世界遺産に関する学べるコースが⁽⁵⁾が新設されたり、2006年からは「世界遺産学検定」が始まり人気を博している。2001年にユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏が「世界遺産事業はユネスコのなかでも非常に成功した例」と発言しているのもうなづける⁽⁶⁾。このように世界遺産条約は、国際保護条約の枠を超えて多くの人の関心を集めることによって、遺産の知名度を上げさまざまな経済効果をも生み出しているという点で、結果的に遺産の価値を上げている。ある遺産が世界遺産や無形文化遺産のリストに載ることは、ユネスコがその遺産を「ブランド遺産」として認定しているといつても言いすぎではない。

仮に文化を有形と無形に分けるとするならば、これほど関心を集めている世界遺産条約発効から、無形文化遺産条約の発効まで、なぜ30年もの歳月を要したのか。もっとも30年の間、無形文化遺産の保護に関する国際的な動きがなかったわけではない。1950年代からユネスコは無形文化遺産の保護の必要を認め（但馬1997:13）、主にアジア太平洋、アフリカ地域において会議を重ね、その記録・保存・振興などの重要性を指摘してきた。その過程から無形文化遺産は、たんに置き去りにされてきたわけではなく、条約で保護するにあたって特有の性質があったといえる。

本稿の目的は、文化遺産保護に関する条約や宣言などをみながら、まずこれまでの文化遺産保護に関する国際的な動きをユネスコの取り

組みを中心に追い、有形無形文化遺産の性質、文化遺産という概念の変化と、無形文化遺産条約発効までの過程を整理し、あわせてそのアジア的特徴もみていく。そのうえで近年、主張されている「ひと」を重視する文化遺産保護の理念と、無形文化遺産条約の関係を考察していくことにある。

なお無形文化遺産条約は、たんに世界遺産条約の「無形版」ではない。ふたつの条約は保護対象が有形か無形かの違いだけではなく、文化遺産保護に関する理念に大きな違いがある。世界遺産条約は「顕著な普遍的価値（第1条）」を世界遺産リストへの登録基準にしているのに対し、無形文化遺産条約にはそういった記述はみられない。無形文化遺産条約は、世界の無形文化遺産はすべて平等の価値を持つという前提に立っているからである。いわば世界遺産条約が「エリート主義」である一方で、無形文化遺産条約は「平等主義」といえる（河野俊之 2004:41）。

しかし、ふたつの条約の母体がユネスコであることや、無形文化遺産条約の制定の際には、世界遺産条約を参考にして政府間会合が開催されていること（湯山 2005:19）、また本稿では、文化遺産保護が無形と有形に分けて、展開されてきた背景について考察していくことから、無形文化遺産条約と世界遺産条約を遺産保護の「無形版」「有形版」と捉えることとする。

2 文化遺産保護のための国際協力

（1）国連とユネスコを中心とした文化遺産保護

(4) 毎週放送されるものとしてはTBSの「世界遺産」、NHKの「探検ロマン世界遺産」がある。TBSの「世界遺産」は、世界遺産をハイビジョンで撮り未来永劫にわたって残していくというソニーの企画から始まり1996年から続いている。

(5) たとえば筑波大学大学院人間総合科学研究科世

界文化遺産学専攻コースや、奈良大学文学部で世界遺産について学べる。

(6) 中部大学で開かれた国際フォーラム「アジア文化の多様性」にて。“Chubu Institute for Advanced Studies Studies Series2” 2001

文化遺産保護のための組織的な国際協力は20世紀初めの欧洲から始まっている。それは文化遺産の保護というより、むしろ戦争による文化遺産の破壊を防ぐためであった。1920年代には国際連盟を中心として、いくつかの組織が作られ⁽⁷⁾紛失や盗難によって国内外に持ち去られた文化財の返還や、戦争時や革命時の美術品の保護について検討された。1930年代にはそれらの保護条約が作られたものの、当時の国際情勢から文化遺産の保護事業は実現しなかった。戦争という無秩序な情勢下にあったこの時代の文化財に関する問題は、振興や発展ではなく、それらの返還や破壊からの保護にあった。そのためには調停役としての第三者の介入が必要であり、しだいに文化財に対する多国間協力の必要性が共有されるようになった。

第二次世界大戦後は、それ以前につくられた文化財保護に関する条約の趣旨は国連とユネスコに受け継がれ、欧洲だけでなくより国際的な文化遺産保護の必要性と、保護のための国際協力の必要性が認識されていった。関連する国際的な宣言や条約などには次のようなものがある。

「ユネスコ憲章」(1945年国連総会、採択)

「世界の遺産である図書、芸術作品ならびに歴史及び科学の記念物の保存及び保護を確保し、かつ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告する」(第1条)

意義:文化遺産の保存と保護の必要性とそのための国際的な条約の必要性が認められる。

「世界人権宣言」(1948年国連総会、採択)

「すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、および科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する」(第27条)

(7) 国際連盟が中心となった国際知的協力委員会(1921 ICIC)、その実施機関としてフランス政府が

意義:すべての人の文化に対する「権利」を認めている。

「ハーグ条約」(1954年ユネスコ総会、採択)

「武力紛争時に予想される影響から守るための措置をとること」(第3条)

意義:主に戦時下における文化財保護を目的とした法的保護条約であるが、平和時における文化財保護の必要性も認めている。

「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」(1966年国連総会、採択)

「締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによって得られる利益を認める」

意義:人権宣言で言及された文化に対する権利をさらに細かく規定している。

このように文化財の保存・保護のための国際協力の必要性は、第二次世界大戦直後という早い時期から認められ、ついですべての人が文化を享受する「文化権」、戦時・平和時にかかわらず文化財を保護する必要性も認められてきた。戦前の文化財保護の条約は、戦争による破壊や盗難、紛失から文化財そのものを守るものであったが、戦後は一歩踏み込んで、文化とそれを担う人々が文化に接する権利も同時に守る条約に変化してきたといえる。

ここで注意したいのは、上述のような1960年代までの遺産保護に関する文言に、文化遺産を有形と無形に分けるような記述がなかったことである。とくに「世界人権宣言」の「芸術を鑑賞」という文言には、有形遺産、無形遺産ともにあてはめることができる。しかし、こうした有形無形という区別をせずに文化遺産を保護していくこうという国際協力の理念は、ユネスコが

設立した国際知的協力機関 (IIC)、その下部組織の国際博物館事務所 (IMO) が設置されている。

個別の遺産保護に取り組みだしたころから、有形文化遺産を念頭において保護活動に傾いていき、世界遺産条約にいたっては有形文化遺産のみを保護対象として扱うものへと変質していった。

(2) 世界遺産条約

世界遺産条約は、古代エジプト「ヌビアの遺跡群」を、アスワンハイ・ダム建設計画（1959年）による水没の危機から救うことに、ユネスコが協力したことによって端を発し、1972年の第17回ユネスコ総会において採択されている。条約第一条において文化遺産は、次のように定義されている⁽⁸⁾。

記念工作物：記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的物件または構造物、銘文、洞窟住居並びにこれらの物件の集合体で、歴史上、美術上又は科学上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群：独立した又は連続した建造物群で、その建築性、均質性又は風景内における位置から、歴史上、美術上又は科学上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡：人口の所産又は人口と自然の結合の所産及び考古学的遺跡を含む区域で、歴史上、鑑賞上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

この定義から世界遺産条約は、明らかに建築物を中心とした有形文化遺産に限っていることが分かる。その背景のひとつには、ユネスコに世界遺産事業を積極的に推したのは、石造建築

(8) 自然遺産についての定義は次の通り。「無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、観賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの／地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地

物を中心とした有形文化遺産を数多くもつ欧米諸国であったことが考えられる。それを裏付けるように、現在でも世界文化遺産の50パーセント以上が欧米に集中し、ヨーロッパ諸国の90パーセントは何らかの世界文化遺産を持っているのに対し、アジア・太平洋地域は56パーセントの国しか持っていない。アフリカにいたっては、世界文化遺産全体の7パーセントしか持っていない（河野俊之 2004:38）。

世界遺産条約が有形文化遺産のみを保護対象としたもうひとつの理由として、結果的に遺跡修復のための費用を観光収入に求めたことがある。費用の問題はヌビアの遺跡群のときから大きな課題であり、ユネスコは正規予算から遺跡保護の費用を支出することは出来ないため、加盟国に拠金を要請したり遺跡保存のためのキャンペーンを行ったりしていた（河野靖 1995:430-432,536）。また遺跡は人類共通の遺産という観点から、当自國以外からの任意拠出は必要であるとしても、遺跡保存工事は当事国の自助努力を基本とすることが重要とされ、当事国自らが資金を捻出する方法が必要とされていた。そこで遺跡と観光が結びついたのである。

とくに第二次世界大戦後に独立した発展途上国にとって、観光は外貨獲得はもちろんのこと、国家のアイデンティティの核となり、遺跡修理工事の大規模化にもつながるという点で都合のよい事業であった。はじめユネスコは単に遺跡保存の必要性のみを強調していたが、次第に遺跡と観光の結びつきを推進する立場を取り、1964年のユネスコ総会では遺跡保存による観光開発、経済発展について研究すべきことを決定している。さらに1968年のユネスコ総会に

又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの／自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの」（第2条）

においては、事務局長が「観光を通じて保存の資金を集めることが妥当である」と述べている(ibid.:536,537)。

こうした文化遺産の保存費用の捻出を観光収入に期待するのに、無形文化遺産は適していなかった。観光という行為がいつでも行われるためには、観光目的がつねにそこに存在しなければならない。有形の文化遺産や自然遺産の場合には原則的にはいつでもその場所に行けば目に見えることができるのに対して、無形文化遺産はそれを伝承している人びとが、その内容を自ら表現する機会に偶然に出会わなければ見ることのできないものであったからである(星野2001:9)。国際観光が盛んになった現在でこそ観光客は、各国の専用劇場やホテル、レストランなどで、カルチュラル・ショウなどと称した土地の音楽や舞踊を気軽に鑑賞できるようになった。そこで提供されるのは、観光客用に特別にアレンジされたものである。異なる土地からやってきた観光客にとって、長くて冗長に感じられる舞踊、言葉の理解できない舞踊劇、直視しにくい動物の供犠を伴う儀礼などを、土地の人と同様に楽しむことはできず、魅力のないものと映るからである。しかし多くの国、とくに第二次世界大戦後によく独立を果たした旧植民地諸国が新しい国づくりに取りかかっている初期において、観光客用に特別に音楽や舞踊を提供する余裕はなかったのではないかと思われる。

(3) 初期の無形文化遺産保護とその難しさ

遺産保護の国際協力体制が有形文化遺産に偏重していった一方で、無形文化遺産の保存、保護も忘れられていたわけではなかった。ユネスコは1950年代には無形文化遺産の保存にかかり始め、アフリカおよびアメリカ大陸、南アジア、東南アジアにおいて、土着の文化を社会

変化や外来文化による歪曲や消滅以前に調査、記録しようとしていた(河野靖1995:194)。しかし、事業の目的が民族文化の記録・保存が目的であったにもかかわらず、実際には地域社会の変化を中心とする人類学的・民俗学的な学術研究が主となり、保存という視点は見失われがちであった(但馬1997:13)。さらに音楽、舞踊、工芸技術などの無形文化遺産は、研究や保存より演じ作ることのほうに重点が置かれがちであった(河野靖1995:194)。

1970年代に入るとユネスコは、あいついで無形文化遺産の、研究や保存を促す会議を開いている。1973年にはアジア・太平洋地域文化政策会議を開催し、加盟国に伝統民俗芸能の収集、記録、保存、普及対策をたてるように勧告をしている。2年後の1975年には、アフリカ地域文化政策会議を開き、とくに伝統音楽と舞踊の保存の緊急性を訴え、アフリカ音楽、舞踊、その他関連する芸能の研究、保存、振興10年計画をつくることをユネスコに勧告している。これらを受けて1977年にはユネスコがアジア、アフリカ地域を対象とする10年計画作成にのりだした。しかし、これらの活動にもかかわらず、アフリカ地域は1980年代末まであまり進展せず、アジア地域では数回の国際セミナーが開かれ無形文化遺産に関する地域センター設立構想が出されたものの精力的なものではなかった。

このように1970年代までは、無形文化遺産の記録、保存に関する国際協力体制は遅々として進まなかった。その理由のひとつとして、どこまでを無形文化の範囲とするかという概念の問題があった。無形文化という言葉は実にあいまいである。たんに有形に対する無形としても、歴史的建造物や遺跡など形のあるもの以外のすべての文化を、無形文化というのではあまりにも漠然としている。当初、ユネスコでも有形文化遺産を「物質の」という意味のあるPhysical

を用いてPhysical Cultural Heritageとしていたのに対し、無形文化遺産をNon Physical Heritageとしていた。しかし、現在では「触れることのできない」という意味のあるIntangibleを用いてIntangible Cultural Heritage⁽⁹⁾としていることから、ユネスコでも無形文化の概念を定めかねていたことが伺える。さらに有形文化遺産を保存していくこうとしていた時期、無形文化という概念自体が国によっては存在していなかつたし、口承伝統の宝庫であるアフリカではそれを文化遺産とは考えていないかったことも(河野靖1995:198)、無形文化遺産の概念が定まらなかつた要因のひとつと考えられる。

これまで見てきたようにユネスコを中心とした文化遺産保護の国際的な協力体制は、1972年の世界遺産条約をきっかけに有形文化遺産に偏っていた。その理由には、世界遺産条約を積極的に進めた欧米諸国に有形文化遺産が多くのこと、保存費用捻出のための観光目的には有形文化遺産が適していたこと、無形文化遺産を多く有するアフリカ、アジア地域に保存の意識が弱かったことと、無形文化遺産の概念があいまいであったことがあった。つぎに無形文化遺産を豊富にもつアジア地域の、遺産保護活動の実態をみていく。

3 アジア地域の文化遺産保護

(1) アジア地域の文化遺産保護の特徴と諸組織

アジア地域は無形文化遺産が多く存在しているにもかかわらず、他地域と同様に積極的な修復や保存活動が行われたのは有形文化遺産であった。そのため遺跡の保存技術には高い関心が示されていたが、文化遺産そのものについて

の概念や保存の理念には関心が低かった。域内の協力組織としては、「東南アジア文部大臣機構(South East Asian Ministers of Education Organization)」「アセアン(Association of South East Asian Nations)」「南アジア地域協力連合(South Asian Association for Regional Cooperation)」が、それぞれの活動の一部として文化遺産の保護を行っていた。これらの組織は東アジア、東南アジア、南アジアという域内でまとまっており、それぞれの地域が別々に事業展開を望む傾向にあった(河野靖1995:59)。

東南アジア文部大臣機構は、1965年に教育や科学における東南アジアの地域協力を目的として発足している。文化分野の事業(SPAFA)は発足10年後にとりあげられ、文化遺産の保存を中心として、その活用による生活の質の向上や相互理解を促進させることを活動目的とした。その実現のために第一次計画(1978—1981年)、第二次計画(1981—1986)が実施された。第一次計画は参加国の専門家および大衆が文化遺産と文化的アイデンティティを保存、発展させることの必要性を認識できた点で評価されているが、第二次計画へは3カ国(インドネシア、フィリピン、タイ)しか参加しなかつたため、総じて域内での影響力が弱かつたといえる(ibid. 1995:62-63)。

アセアンは1967年に、域内における経済の成長や安定を主な目的として発足し、あわせて文化面の活動も行っていた。マスマディア・文化活動の強力促進に関する協定締結(1969年)、社会・文化活動のための常設委員会が設置(1971年)、文化基金の設置(1977年)などがその内容であった。

(2) 組織による無形文化遺産の活動

(9) Lyndel Prottによれば、Intangible Cultural Heritageは日本が1950年に制定した「文化財保護法」の条

文に記されている「無形文化財」を英訳したものであるという(Lyndel Prott 2000:156)。

前節であげた組織の活動は有形文化遺産に関するものが多かったものの、無形文化遺産の保護・保存活動も行っている。東南アジア文部大臣機構で考古・芸術事業を扱うSPAFAの活動は次のようなものがあった (ibid. :61-72)。

第一次計画（1978年－1981年）

芸能（舞踊、演劇、音楽などで、民間芸能や宮廷などの古典も含む）の保存と現代社会での活性化、芸術教育、工芸の保存

第二次計画（1981－1986年）

新技術による伝統芸能の保存と発展、記録法、芸能家の研修、芸術教育に関する研修、民族音楽フィールドワークに関する研修

第一次SPAFA発展五力年計画（1987－1991年）

音楽、舞踊、美術、工芸などの非印刷文化資料の記録・保存法、文書館や博物館所蔵資料の保存法、歴史的建造物・記念物の地域社会における保存、古都または古集落の保存に関する研修、ラバノーション方法（動作を映像ではなく楽譜のように記号によって記録する方法）による記録技術と記録された芸能の習得に関する研修

一方、ユネスコが1970年代に開催した無形遺産に関する国際セミナーでは次の2点が指摘された。ひとつめに、芸能の記録、研究、分類、保存、普及は必要であり、それらが個別ではなく総合的に行わねばならないこと、ふたつめに、そのためにアジアに地域センターと、各国に国内センターをつくることである。地域センターは共通問題と技術の研究、開発、研修を行い、国内センターではその国の伝統芸能の目録作成、研究機関のリスト作成、芸能の採取・記録のためのフィールドワーク、保存方法の開発な

どを行うとされている。しかし、セミナーで指摘されたことは1980年代に入っても具体化されず、SPAFAにおいても、1980年代の活動は主として遺跡や博物館の有形文化遺産に関するもので、芸能関係の事業は全活動のおよそ10分の1にすぎなかった。

（3）各国での無形文化遺産保護

アジアでは域内で組織だって無形文化を保存しようという動きは、組織と制度こそ作られたものの実態はなかった。反対に各国独自に民族舞踊や音楽などの研究機関や養成機関をつくることは盛んであり、コンテストや表彰制度も行われていた。たとえば次のようなものがあった⁽¹⁰⁾。

モンゴル

1930年という早い時期に伝統芸能・民俗芸能を中心とした活動を行う中央人民劇場を設立し、1935年には国民栄誉歌手および国民栄誉音樂家の名誉称号を創設している。戦後も1947年から全国民謡歌手コンクールを開き、以後数年おきに開催している。舞踊に関してはモンゴル国立人民歌舞団と、1960～1970年代にいくつかの人民歌舞団が各地方に創設。現在は国立とNGOによる研究所や協会が多く存在している。

中国

建国の年の1949年には、中国舞踏家協会、中国音楽家協会、中国戯劇家協会などが相次いで設立。新国家建設の只中にあって、多くの民俗芸能の再生と発展を可能としたことは特筆に値する。その後も、中国芸術院音楽研究所（1954年）、中国京劇院（1955年）、東方歌舞団（1962年）などを相次いで設立し、さらに各種芸能の

(10) ACCU のアジア太平洋無形文化遺産データベース（ICH）参照

<http://www.accu.or.jp/policies> 2007年1月27日

上演会や、伝統楽器の改良研究、民謡や戯曲の編纂など多くの事業を展開している。ただし1966年から1976年は文化大革命により活動中止。1949年の共和国建国以降、伝統芸能、民俗芸能の保存及び振興を含む文化対策に関して制定された法規及び法則は300以上を数える。国立とNGOによる研究所や協会の数は多く、「百科大全」「音楽集成」など各種の資料も多く編纂している。

韓国

1962年に文化財保護法を公布。目的は韓国社会が、とくに経済発展によって変容を続ける一方で、韓国文化の伝統的な形式を保存し、かつ再活性化するため。

インド

1953年に国立音楽舞踊演劇アカデミー(サンギート・ナタク・アカデミー)を設立して、音楽、舞踊、演劇などの伝統芸能の振興、保存を図る。1987年には7つの地域文化センターを設立して、失われつつある芸術の復興と、地域の創造的文化遺産のアイデンティティを模索している。同じく1987年には、大規模な資料センターであるインディラ・ガンディー国立芸術センターを設立している。

パキスタン

独立後の約20年間は経済発展に主眼がおかれて、文化に関心が示されない状況が続いたが、1973年のユネスコのアジア太平洋地域文化政策会議を受け、1974年に国立民俗伝統遺産研究所(ロクヴィルサ)を設立し精力的な活動が展開されている。ここでは国内各地の口承伝統、民芸、民具、芸能などを収集、記録、保存し、それらの写真、レコード、テープ、出版物を製作することと、国民がパキスタンの文化にアイデ

ンティティをもてるよう、文化遺産の発見や、再解釈を行うことを目的としている。またロクヴィルサ主催の全国民芸実演祭も毎年行われている。

ベトナム

1956年に文化省芸術局に、無形文化を扱う各種の部門をつくり伝統芸能、民俗芸能の収集と研究を行っている。それ以降、音楽大学、演劇大学、舞踊大学も設置され、国立伝統音楽・舞踊団、地方音楽・舞踊団などの団体が組織され、音楽や舞踊のコンクールも行っている。近年では1996年以降、国家予算から毎年約30万ドルが国家プログラム、各民族残存無形文化遺産の調査に拠出され、2001年からはユネスコの推進する人間国法制度を受け、「国定民間芸能名人」制度を設け、無形文化遺産の保持者に褒賞を行っている。

インドネシア

1960年代半ばから舞踊や音楽の専門学校やアカデミーを設置し始める。これらはのうち、いくつかは後に国立の芸術高校や芸術大学へと格上げされ、州の音楽や舞踊の拠点となっている。各州には文化センター(Taman Budaya)を設置し地域の芸能活動の拠点、各種資料を記録、保存している。アート・フェスティバルも盛んに開催している。

東アジアの特徴としては、モンゴルでは1930年から、また中国では建国直後の1947年という、いずれも国家建設の只中にあって舞踊や音楽の事業を行っていたことが特筆に値する。韓国の文化財保護法は、日本の文化財保護法と並んで現在の無形文化遺産条約の素地ともなったものである。多くの国において無形文化の概念自体が存在しなかった時期に、両国において同

法が公布されていることは、無形文化の概念が極めて東アジア的なものであったからかもしれない。東南アジアでは、東アジアほど各機関の設立は早くなかったものの、ゆるやかながら着実に舞踊や音楽の研究機関や養成機関を設置してきた。これらの機関では、少数民族や各地域の伝統も多数派の民族のものと同様に重んじている。南アジアの各機関の設立は東南アジアよりさらに時間を要したもの、設置以後の活動は精力的であり、大きな影響力をもっていた。

このようにアジア地域では、各国独自に無形文化を保護、保存、振興する動きが盛んであった。しかし多くの国において、それらの事業は「無形文化」として認識されていたわけではなく、自国の舞踊、音楽の保護、保存、振興と捉えていた。その背景には、独立後間もない国々において、舞踊や音楽が国家のアイデンティティのひとつとしての機能を期待されたことがある。とくにインドネシアにおいては、各民族の独立へのエネルギーを各州の文化振興へとすりかえる政策がとられていた。

一方で地域内の組織的な活動はあまり実態がなく、しかも東アジア、東南アジア、南アジアは別々の事業展開を望んでいた。この状況に対し、「アジア地域の無形文化財の記録・保存や普及のための事業家は、個別的ではなく総合的に早急に行われるべきであるとする気運も徐々に高まっている（但馬 1997:14）」。

4 無形文化遺産条約発効にいたるまでの遺産に関する概念

（1）「文化遺産」と「文化財」

「文化遺産」によく似た言葉に「文化財」がある。広辞苑によると、「文化遺産」は「将来の文化的発展のために継承されるべき過去の文化」であり、「文化財」は「文化活動の客観的所産と

してしての諸事象または諸事物で文化価値を有するもの」とある。つまり「文化遺産」は受け継がれるものであるのに対し、「文化財」は個々の事象や事物そのものであり、受け継がれるという意味合いはない。長年ユネスコ本部で文化事業に携ってきた河野によると「文化財」と「文化遺産」の関係は、「文化財」は過去のものであるが、それを「文化遺産」というとき、過去をこえて未来へ残すものであり、未来と他者に開かれるというニュアンスが出てくる（河野靖 1995:39）。また「文化財」は、その価値ゆえに「保存すべきもの」であり、タテとヨコの二つの働きがある。ひとつは先祖から受け継ぎ子孫へ「伝えるべきもの」、つまり時間的なタテの連続性を確保することであり、もうひとつは、人々は同一の価値を受け入れてヨコの連帯を強化するために「共有すべきもの」であるとしている（ibid.:3）。1972年の世界遺産条約によると文化遺産（cultural heritage）とは、人間が自己の文化的発展のために価値あるものとして過去から受け継ぎ（a legacy from the past）未来へ伝えようとするものであり、この定義においては文化財の定義に比べて、過去から未来へ向かう時間的な価値判断が強調されている（ibid.:37）。

このように「文化遺産」と「文化財」の辞書的定義にも、また世界遺産条約における定義にも「文化遺産」は、過去から未来へ伝えるものと記されており、有形遺産と無形遺産に分ける記述はみられない。2章でも指摘したように、1960年代までの文化遺産保護に関する国際協力体制において、文化遺産に有形・無形を分ける考えはなかった。しかし世界遺産条約にいたっては、明らかに文化遺産は有形と無形に分けられることが前提とされている。世界遺産条約で保護すべきは、有形の歴史的建造物や生態系など文化遺産と自然遺産であり、無形文化遺産は対象外なのである。

ところが、この世界遺産条約においても有形文化遺産が無形的な価値とつながっていること、つまり、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、文化的作品といった無形的価値と有形遺産の関連が評価されている（ウーズ・ミズコ 2005:28）。要するに世界遺産条約では「無形遺産は有形遺産保護の補完的役割を果たしている」(ibid) と捉えられている。明らかに有形文化遺産を保護する条約でありながら、その無形的な価値に触れていることから、無形文化遺産の重要性を感じていたことが伺える。では、世界遺産条約から無形文化遺産条約までの30年の間に、無形文化遺産保護と有形無形両者の関係はいかなるものであったのか。

（2）無形文化遺産条約発効までの道のり

ユネスコにおいて無形文化遺産の概念がはつきりしはじめたのは、1977年の第一次中期計画（1977－1983）であり、そこでユネスコは、文化遺産には有形と無形の両方があることを認めている。続く第二次中期計画（1984－1989）では、有形遺産と無形遺産の保存は一元的に行われ、無形文化遺産は、芸術振興から切り離されて、保存の側面が強調されるようになる。無形文化遺産の概念も拡大され、「音楽と舞踊その他」から、「芸術、文学、言語、口承伝統、工芸、民話、神話と信仰、習慣、儀礼および遊戯を通じて伝えられた記号と象徴」となっている（河野靖 1995:202）。このように無形文化遺産の概念は1970年代後半から少しづつ示され、次に見るように1989年からは加速的に勧告や宣言が出され無形文化遺産保護条約に至った。

「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」（1989年）

無形文化遺産の保存事業の内容を明確にした点で意義のあるであった。この勧告で「民間伝

承」は伝統的民衆文化（Traditional and Popular Culture）と称し、言語、文字、音楽、舞踊、ゲーム、神話、儀礼、習慣、民芸、建築、その他の技芸をさし、これらは主として農村の共同体が伝統的に創造したものであり、その内容は口頭により伝達されたものとされている（但馬 1997:13）。しかし保護対象が民俗文化に偏り、無形文化遺産を包括的に捉えた内容ではなかつたこと、無形文化遺産の扱い手に対する保護が十分でなかったこと、勧告の段階にとどまつたため無形文化遺産を保護すべき国際的な制度の制定を示唆しながらも、それを実践すべき努力を持たないなどの欠陥があった（渡辺 2005:18）。

「人間国宝制度の普及」（1993年）

「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」が、加盟各国において具体的に実施できるように、ワークショップというかたちで無形文化遺産保護の普及を促したものである。各国に無形文化遺産保護の具体的なとりくみ方の例として人間国宝制度を示した点で意義があった。人間国宝制度はすでに日本や韓国が実施している文化財保護法に基づく無形文化遺産の保護制度で、ワークショップはこれまで主に韓国で開催されている。その開催主旨は、加盟各国における無形文化遺産の保護制度や、保持者の自助努力を促したりすることにある。

「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」（1998年）

「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」を法的根拠として、優れた無形遺産の傑作をたたえ、政府や地方自治体、NGOなどが協力し、その継承と発展を図ることを目的としたユネスコによる国際的な顕彰制度である。具体的目標として次の4つをあげている。

- ①無形遺産の価値の認識と保護、再活性化に対する意識を高めること
 - ②世界中に存在する無形遺産を評価し、その一覧表を作ること
 - ③各国に対し無形遺産について各国の目録を作成し、その遺産を保護するための法的措置および管理指導措置をとるよう推奨すること
 - ④無形遺産の認定および復興活動に対し伝統芸術および地域の専門家の参加を奨励すること
さらに一覧表掲載への選考基準として、次の2つのいずれかを満たしていなければならない⁽¹¹⁾。
 - (1) たぐいない価値を持つ無形文化遺産が集約されている
 - (2) たぐいない価値のある民衆の伝統的な文化の表現形式である
- これまでに3回の傑作宣言が出され、2001年に19件、2003年に28件、2005年に43件が一覧表に掲載されている。それぞれの無形文化は、さらに「文化的空間」「伝統知識と技能」「口承の伝統と表現」「芸能」「伝統音楽」「儀礼及び

祭礼」に分類されている。

第3回の宣言が出された2005年の選考委員会において、事務局長が述べているように傑作宣言は、「無形遺産の特定や選定の方法や、現在実施されている保護計画から得られた具体的な教訓という点で、少なからぬ経験が蓄積されている⁽¹²⁾」点で、意義深いものであった。

傑作の宣言は、「無形文化遺産条約」の効力発生後は、更なる宣言は行われず（無形文化遺産条約第31条3）、宣言のリストは人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることになっている（同条約第31条1）。これらの条件から「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」は、無形文化遺産条約発効にいたる前に見切り発車的に出されたものといえる。3回の宣言で出された無形文化の一覧表は次の通りである。現段階ではここに記されているものが、ユネスコによって無形文化遺産に認定されたものとなる。

第1回 ユネスコ「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」一覧（2001年5月18日）

国名	リスト
インド	クッティヤタームのサンスクリット劇
韓国	ジョンミョー寺の宗廟儀礼及び宗廟祭礼樂
中国	昆曲
日本	能楽
フィリピン	イフガオ族の歌、ハドハド
イタリア	シシリーハ人形劇
ウズベキスタン	ボイシン地区の文化空間
グルジア	グルジアの多声音楽

(11) さらに次の6つの基準も満たす必要がある。
 i) 人類の創造的才能による傑作としての類ない価値を有すること。
 ii) 関係共同体の文化的伝統又は文化的歴史に根ざしていること。
 iii) 関係の民族及び文化共同体の文化的同一性を確認する方法としての役割、ひらめきや異文化間交流の源泉として、また、民族又は共同体を互いに近づける手段としての重要

性及び現代の関係共同体における文化的、社会的役割。
 iv) 示された技量及び技術の質の応用に優れていること。
 v) 現存する文化的伝統の独自の証としての価値。
 vi) 保護手段の欠如、急速に進む変化、都市化又は異文化受容を原因とする消滅の危険性。

(12) <http://www.accu.or.jp/masterpiece/index.htm> 2007年1月27日

スペイン	エルチエの神秘儀
リトアニア	リトアニアの十字架の手工芸とその象徴
ロシア連邦	セメイスキの文化空間と口承文化
エクアドル・ペルー	ザパラの人々の口承遺産と文化的表現
ドミニカ	ヴィラ・メラのコンゴ族の聖靈の集団の文化空間
ベリーズ	ガリフナの言語、舞踊及び音楽
ボリビア	オルロカーニバル
コートジボアール	アファウンカハのグボフェ：タグバナ共同体の横吹きラッパの音楽
ギニア	ニアガッソラの「ソッソバラ」の文化空間
ベナン	ジェレデの口承遺産
モロッコ	ジャマ・エル・フナ広場の文化空間

第2回 ユネスコ「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」一覧（2003年11月7日）

アゼルバイジャン	アゼルバイジャンのムガム
ベルギー	バンシュの謝肉祭
ボリビア	カリヤワヤのアンデスに関する宇宙観
ブラジル	ワヤピの口承及び図像的表現形式
カンボジア	カンボジアの王朝舞踊劇
中央アフリカ	中央アフリカのアカ・ビグミーの口承伝統
中国	グーチン（七弦琴）
コロンビア	バランキーラカーニバル
キューバ	フレンチ・タンバ、東方のブラザーフッドの音楽
エジプト	アルシラー・アルヒラーリーヤ叙事詩
エストニア	キース島の文化的空間
インド	ヴェーダ詠唱の伝統
インドネシア	ワヤン、人形芝居
イラク	イラクのマカム
日本	人形浄瑠璃文楽
ジャマイカ	ムーアタウンのマルーン遺産
キルギスタン	アキンス、キルギスの叙事詩語り部の技芸
マダガスカル	ザフィマニリの彫木技術
メキシコ	死者に捧げる先住民族の祭典
モンゴル	モリン・ホール（馬頭琴）
韓国	パンソリ
トンガ	ラカラカ、トンガの踊りと吟唱
トルコ	メダの技芸、共同体の語り部

バヌアツ	バヌアツの砂絵
ベトナム	ニヤニヤック、ベトナムの宮廷音楽
イエメン	サヌアの歌
リトアニア、ラトビア、エストニア	バルト諸国の歌と踊りの式典
タジキスタン、ウズベキスタン	シャシュマコム、音楽

第3回 ユネスコ「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」一覧（2005年11月21日）

アルバニア	アルバニア民衆の同音多声音楽
アルジェリア	グゥララ地域のアヘリル
アルメニア	ドウドゥーク音楽
バングラデシュ	バウルの歌
ベルギー・フランス	ベルギーとフランスの巨人とドラゴンの行列
ブータン	ドゥラミツェの太鼓と仮面舞踏
ブラジル	バイアのレコンカボ・デ・バイアのサンバ・デ・ローダ
ブルガリア	ショプロウク地域の古来のポリフォニー・舞踏 ・儀式
カンボジア	クメールの影絵劇
中国	新疆のウイグルの大曲（ムカム）芸術
コロンビア	パレンケ・デ・サン・バシリオの文化的空間
コスタリカ	コスタリカの牛飼いと牛車の伝統
チェコ共和国	スロバキア地方のウェルブンク（新兵の踊り）
ドミニカ共和国	ココロの舞踊劇の伝統
グアテマラ	ラビナル・アチのバレエ（戯曲、劇、舞踊、舞踊劇）
インド	ラーマーヤナの伝統演劇
インドネシア	インドネシアのクリス
イタリア	テノール風の歌の口承伝承：サルデーニャ牧羊文化 の無形遺産としての表現
日本	歌舞伎
ヨルダン	ペトラとワディラムのベドゥの文化的空間
マラウイ	治療のための踊り、ヴィンプザ
マラウイ・モザンビーク・ザンビア	グレワムクル
マレーシア	マヨンの舞踊劇
マリ	ヤーラルとデガルの文化的空間
モンゴル・中国	オルティンドー—モンゴル人の伝統的な「長い歌」
モロッコ	タンタンのムッセム
モザンビーク	チョピ族のティンビラ
ニカラグア	エル・グエグエンセ

ナイジェリア	ナイジェリアにおけるイファ占い制度
パレスティナ	パレスティナのヒカイエ
ペルー	タキーレとその織物技術
フィリピン	ラナオ湖マラナオ民族のダランゲン叙事詩
韓国	江陵端午祭
ルーマニア	チャルシュの伝統
ロシア連邦	ヤクートの英雄叙事詩「オロンホ」
セネガル・ガンビア	カンクラング(マンディンゴ族の成年の儀式)
スロバキア	フヤラ：楽器とその音楽
スペイン	ベルガの民衆祭り「パトゥム」
トルコ	メウレウイー教団のセマの儀式
ウガンダ	ウガンダのバーククロスの製作
ベトナム	ベトナム中央高原におけるゴングの文化的空間
ザンビア	マキシ仮装
シンバブエ	ムベンデ／ジェルサレマの踊り
ヨルダン	ペトラとワディラムのベドウの文化的空間

「無形文化遺産の保護に関する条約」(2003年)

1989年からの一連の経過を経て無形文化遺産保護は、勧告や宣言よりも拘束力のある条約というかたちで、ようやく2003年に採択され2006年に発効した。条約に記されている無形文化遺産の定義は、これまであいまいで定めにくかった無形文化遺産の範囲が、一応の合意に至った点で評価できる。条約によると無形文化遺産は次のように定義されている。

第二条 定義

- 1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。(以下略)
- 2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。
 - (a) 口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。)

(b) 芸能

(c) 社会的慣習、儀礼及び祭礼行事

(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習

(e) 伝統工芸技術

ここで言えることは無形文化遺産を、たんに個々の芸能や音楽をさすのではなく、より包括的に捉え、「現存する社会の文化的伝統にまで発展した」ことである(ファクリ・ハッサン2005:20)。また有形文化遺産との相違点として、有形文化遺産が過去につくられた遺物を指すのに対し、無形文化遺産条約は「暗黙のうちに無形遺産の一時性という次元と歴史性という次元を認めている」ことであるとファクリ・ハッサンは指摘している(ibid.:21)。

さらに画期的だと思われる文言として、条約序文に「無形文化遺産と有形文化遺産及び自然遺産との間の深い相互依存関係を考慮」すると記されていることである。これは次にみていくように、有形文化遺産と無形文化遺産両分野の

歩み寄りの過程を反映しているといえる。

ことがある（渡辺 2005:18）。

（3）有形文化遺産の無形文化遺産への歩み寄り

無形文化遺産条約への動きと並行して、有形文化遺産を専門に扱ってきた人たちから、無形文化遺産へ歩み寄ってくる動きがあった。これは有形文化遺産保護における無形文化遺産の重要性を認める動きといえる。この動きは1992年に「文化的景観」という世界遺産の新たな分類が示されて以降、次々と有形文化遺産と無形文化遺産を一体のものとして未来に受け継いでいくという宣言や文書が出されたことに見られる。

「文化的景観」という分類（1992年）

「文化的景観」は1992年に新たに加わった世界遺産の分類である。これは従来のように有形文化遺産だけを遺産と考えるのではなく、「景観」を構成するそれぞれの要素を有形無形、動産不動産を通じた人間の営みの総合的なシステムとして再構成し、そのシステム自体に世界的な価値が存在するという考え方である（山村 2006:37）。つまり、ものとしての有形文化遺産と、それを担っている人々の生活様式や信仰、慣習などを人間の総合的な活動と捉えて、文化遺産として認めた点で画期的なものであった。「文化的景観」が生まれた背景には、1990年代に有形遺産の保護、継承のために、有形遺産とその住人の伝統的な生活様式、信仰、習俗、土地利用に関する知識といった無形的な側面を一体にした保護の方策が模索されるようになった

「奈良文書」（1994年）

「奈良文書」は ICOMOS⁽¹³⁾ が提案して開かれた「世界文化遺産奈良コンファレンス」で出された文書で、会議の副題「文化遺産のオーセンティシティの概念をめぐって」の通り、真正性に関する新たな解釈を打ち出した点で重要な意義をもっている。

1972年に世界遺産条約が採択されてからおよそ20年間にわたり、文化遺産の理解と保護はヨーロッパ式であった。それはヴェニス憲章⁽¹⁴⁾に記されているように、記念建造物は恒久的に維持（第4条）されるもので、修復作業はオリジナルの美的価値と歴史価値を保存し明示されなければならない（第9条）、さらに修復部分はオリジナルと区別できるように（第12条）しておかなければならない。つまりヨーロッパ式の考えでは、建造物は「歴史的な証拠」（第3条）であるときに、真正性が認められるのであった。しかしヴェニス憲章にのっとった考えでは、律しきれない遺産の事例⁽¹⁵⁾が多く存在することに関係者が気づき（田中 1995:11）、新たな真正性の解釈をめぐって奈良会議が開かれたのであった。「奈良文書」の趣旨は、文化遺産の真正性は「文化遺産の保存と復元の計画において基本的役割を演じる（第10項目）」ものであり、「すべての文化を尊重することは、遺産が、それが帰属する文化の文脈の中で考慮され評価しなければならない（第11）」とされたところにある。つまり文化遺産の価値と真正性

(13) ユネスコのNGO。国際記念物遺跡評議会（International Council on Monuments and Sites）。世界遺産におけるICOMOSの役割は、各国政府から推薦のあった文化遺産について審議し、他組織とも協議のうえ、推薦物件の世界遺産リスト登録の可否を決定することにある。

(14) 正式名称「記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章」。1964年の第二回歴史的記念建

造物に関する建築家・技術者国際会議でつくられ、1965年にICOMOSで採択。

(15) 典型的な例は日本の伊勢神宮である。ヴェニス憲章の考えでは式年遷宮によって20年ごとに神殿を建て替える伊勢神宮は真正性を欠くものとして扱われ、世界遺産への登録基準を満たさないことになる。

は、固定された評価基準のなかで統一的に決めるものではなく、それぞれの文化がおかれれた社会の脈絡に照らし合わせて判断するものである、とされている。

「イスタンブール宣言」(2002年)

トルコのイスタンブールでユネスコによって開催された文化大臣円卓会議において採択されたものである。宣言では、無形文化遺産と有形文化遺産とのダイナミックな連関と両者の相互作用を配慮して、文化遺産の保存活用への包括的取り組みを推進すべきことが謳われている(湯山 2005:19)。今までよりさらに踏み込んで有形文化遺産と無形文化遺産を一体のものとして扱うことの必要性を示し、「大和宣言」の布石となった。

「有形文化遺産及び無形文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言」(2004年、以降「大和宣言」と略記)

日本の文化庁とユネスコが、2004年に奈良で開いた国際会議で出された宣言である。1994年に「奈良文書」が出されてから10年の間に、さまざまに議論されてきた文化遺産の概念、とくに無形文化遺産や有形無形文化遺産の両者を一体のものとして、総合的に保護していくことの重要性を宣言した点で意義があった。とくに、「その(有形無形遺産の諸要素)存立又は表現には特定の場所や物品に依存しない無形文化遺産の事例が無数存在し(第10条)」、「社会と集団の有形遺産及び無形遺産の諸要素は相互依存していることを認識(第9条)」すると断言されている点は、特筆に値する。

このように文化遺産保護に関する国際協力体制は、世界遺産条約が発効してから約20年を経たころから新たに展開してきた。そこでは無形

文化遺産の保護に関する勧告や宣言が出されたのと平行して、真正性をめぐる新たな解釈が出され、有形無形文化遺産の歩みよりの動きがあり、ようやく無形文化遺産条約の発効となつた。だが無形文化遺産条約にしても大和宣言にしても、無形文化遺産の保護から目をそらしていた30年を経てようやく、有形無形文化遺産を一体のものとして保護することの重要性に気づいた節目にすぎず課題も多い。今後の課題のひとつとしてユネスコ事務局長の松浦晃一郎氏は、「保護手段が文化遺産の各要素に別々に適用されるだけでなく、できる限り相互に有益で補強し合えるよう、人びとや社会の文化遺産の包括性に配慮する必要」があり、「バランスがとれ一貫した有形・無形文化遺産の保護手段を立ち上げること」と指摘している(松浦 2005:31)。

5 まとめ

これまでの文化遺産保護をめぐる一連の流れ、とくに無形文化に関する宣言や条約などと真正性の新たな解釈は、文化遺産を物理的な「もの」からより広範に「ひと」まで含めるようになった議論ともいえる。その視点は無形文化遺産条約にも盛り込まれており、「無形文化遺産の保護に関する活動の枠組みのなかで、無形文化遺産を創出し、維持し及び伝承する社会、集団及び適当な場合には個人のできる限り広範な参加を確保するよう(以下略)(第15条)」と、社会、集団および個人の積極的な参加を呼びかけている。

「ひと」を文化遺産と見る見方は観光人類学の分野でもなされてきた。Getsは、観光人類学の分野における真正性に関する議論が、文化自身を観光資源として捉え、そのものの真偽を問うていた点にあったことを見抜き、それに代わる視点として、真の資源は地域社会の「人」で

あることを明示している（山村 2006:32）。さらに文化遺産と観光の関係については、文化観光の定義が議論されてきた。そのひとつに「文化観光は文化的資源の保存、発展、鑑賞に基づく経済活動の一形態である⁽¹⁶⁾」がある。これに対し河野は「文化観光とは、文化資源の保存、研究、発展を通じて、人々に鑑賞の機会を提供する文化活動の一形態」であり、「問題は文化活動か経済活動かの二者択一ではなく、両者をどのように取り入れ、バランスを保つかということであろう」と指摘している（河野靖 1995:183）。

文化観光の具体的目標についてはユネスコ、UNDP⁽¹⁷⁾、インドネシア政府が協力して調査を行っており、「文化観光を適正に開発し、維持し、永続させるためには、三種類の質、すなわち観光客による文化経験の質、提供される文化的質、提供者である地域住民と国民の生活の質、を高めることが必要で、それによってインドネシア文化が外国人により正しく理解されるだけではなく、エンジョイされる（ibid. :540,541）」とされている。同様にICOMOSの国際文化観光憲章においても、「訪問者の経験を価値あるものとすること」と、観光の質を高めることが謳われている。

ある文化はユネスコの世界遺産や無形文化遺産のリストに載れば、観光目的になることから逃れられない。現実に世界遺産はすでに大きな観光目的となり、さまざまな経済効果を生んでいるし、同様の動きは無形文化遺産でも起きると予測される。しかし観光には、多くの訪問者が集まることによって地元住民の生活環境が悪化することもあるし、文化遺産そのものの破壊につながるなど負の側面も存在する。そのような負の側面を最小限にするために、住民の文化

活動と経済活動を守り、両者のバランスを保つていこうという河野の考えは積極的に評価でき、前述の三種類の質を高めることにつながるだろう。

文化遺産は人々の歴史のなかで培われ、豊かな精神性を映し出す鑑であるために、それを担う人や集団の精神的支柱として機能する。まして自分たちの文化が観光によって観光客の目にさらされれば、文化遺産が人々の精神的支柱として果たす機能は一層強いものとなる。さらに観光による収入を遺産の修復、保存費用や、住民の収入にうまく配分すれば、観光客はより上質な文化を経験でき、住人の生活の質を高めることができ、三種類の質を高めることにつながる。こういった「ひと」を重視する考えは、文化遺産を人間の総合的な活動と捉えた「文化的景観」の考えに共通している。

ところが無形文化遺産条約には、「ひと」を重視する文化遺産保護の理念との矛盾点が存在する。やっかいなことに文化観光が盛んであればあるほど、矛盾の度合いは高くなる可能性がある。世界遺産や無形文化遺産のリストに載ることは、1章で述べたように「ブランド遺産」として国際的に認定されたことになり、さまざまな場面で遺産のランク付けがおこってくる。とくに観光による経済効果は大きく、リストへの掲載の有無により住民の生活の質、遺産の保存状態の質が左右される可能性がある。リストに載らなかった文化遺産をもつコミュニティでは、相対的に遺産に対する住民の愛着や誇りが薄れ、遺産の継承にも警鐘が鳴らされかねない。

さらに無形文化遺産条約の理念は、世界の無形文化遺産はすべて平等の価値を持つというも

(16) 1992年にインドネシアのガジャマダ大学と観光郵政省の共催で開催された国際会議で、主催者が提示したもの（河野 1995:182）。

(17) 国際連合開発計画（United Nations Development Programme）

のであり、世界遺産条約が「エリート主義」であるのに対し、「平等主義」なのである。そのため無形文化遺産はあえて、「世界」無形文化遺産という言い方はしていない⁽¹⁸⁾（河野俊之 2004:41）。リストへの掲載の有無による文化遺産のランク付けは、それを担う「ひと」のランク付けとも言わわれかねず、とくに直接的に人が担うものが多い無形文化遺産は「ひと」を重視する理念と逆行する。この点は無形文化遺産条約の理念と、これから起こると予想される事態との矛盾を厳しく指摘できる。

無形文化遺産条約は発効されたばかりであるが、条約採択から発効の条件である30カ国への認定まで3年を費やしたのに対し、条約発効から6ヶ月後には早くも63カ国が批准している（松浦 2006:1）。この条約批准国増加の早さは、多くの国が敏感に無形文化遺産によるさまざまな効果、とくに観光をはじめとする経済効果をねらったためだともいえる。無形文化遺産が大きな経済効果を生み、「平等主義」の理念から遠ざかっていく前に、矛盾点の解消は急ぐべき課題である。

最後に「ブランド遺産」として認定されることから生じるさまざまな利点を考えると、日本から能楽、歌舞伎、文楽が無形文化遺産のリストに掲載されていることにも違和感を覚える。これらの芸能は国立劇場伝統芸能伝承者養成研修という制度によって、国家による後継者育成がはかられていて、研修は無料であるばかりか奨学金まで支給されている。それぞれ国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場という立派な国立劇場もある。こういった国家による保護を受

けている芸能が、さらにユネスコから「ブランド遺産」として認定をもらう必要があるのか。また無形文化遺産のリストには、新疆のウイグルの大曲芸術（中国）、ベトナム中央高原におけるゴングの文化的空間（ベトナム）など少数民族のものが載っている。周縁におかれた民族の無形文化も、平等な価値観から人類共通の遺産として保護していく点では歓迎すべきことである。しかし周縁の民族のものと日本の能楽、歌舞伎、文楽が同じリストに並ぶのはやはりちぐはぐと感じられる。

【参考文献】

- ウーズ・ミズコ 「『有形文化遺産と無形文化遺産の保護—統合的アプローチをめざして』に参加して」 『月刊文化財』No.497, pp.28-29
文化庁 2005
- 河竹登志夫 「傑作宣言と無形文化遺産の保護」 『文化庁月報』No.396, pp.8-10 文化庁 2001
- 外務省国際文化協力室 「『生きた文化』の継承—無形文化遺産保護条約の発効と日本の役割—」 『月刊文化財』No.516, pp.36-38 文化庁 2006
- 河野俊行 「無形文化遺産条約の思想と構造—世界遺産条約、日本法との比較において—」 平成15年度沖縄国際フォーラム報告書『沖縄のうたきとアジアの聖なる空間』2004 pp.37-45
- 河野靖 『文化遺産の保存と国際協力』 風響社 1995
- 但馬孝雄 「無形文化遺産の記録・保存について

(18) それにもかかわらず、「世界遺産 能楽」「世界遺産 歌舞伎」「世界遺産 文楽」と記されている公演チラシ等をよく見る。官公庁のものにさえ「世界無形遺産」などと記されていたのを見たことがある。「無形文化遺産 能楽」などと記すと長たらしく、チラシやロゴマークには適さないためか、あるいは

「世界遺産」のほうが知名度が高いと考えたためか分からない。いずれにしても無形文化遺産条約そのものや、条約の理念が広く浸透していないためであり、これから条約とその理念の正しい普及につとめていく必要がある。

て—アジア・太平洋地域の現状と課題—』『月刊文化財』No.401, pp.13-16 文化庁 1997	資料
田中琢 「奈良コンファレンスと文化遺産のオーセンティシティ」『月刊文化財』No.377, pp.10-12 文化庁 1995	「オーセンティシティに関する奈良ドキュメント」
ファクリ・ハッサン 「有形・無形文化遺産の保護—統合的アプローチ」『月刊文化財』No.497, pp.20-27 文化庁 2005	「ヴェニス憲章」
文化庁 「ザ・伝統芸能」大蔵省印刷局 1998	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」
星野紘 「世界的な無形文化遺産の保存について」『月刊文化財』No.455, pp.4-9 文化庁 2001	「無形文化遺産の保護に関する条約」
松浦晃一郎 「アジアの文化遺産」中部大学中部高等学術研究所創設5周年記念国際フォーラム『アジア文化の多様性』中部高等学術研究所 2001 pp7-18	「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」
「『有形文化遺産及び無形文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言』について」『月刊文化財』No.497, pp.30-32, 2005	
「『無形文化遺産の保護に関する条約』の発効を記念して」 ACCUnews No.358 財団法人ユネスコ・アジア文化センター 2006	
山村高淑 「開発途上国における地域開発問題としての文化観光開発—文化遺産と観光開発をめぐる議論の流れと近年の動向」 西山徳明編『国立民族学博物館調査報告61 文化遺産マネジメントとツーリズムの持続可能な関係構築に関する研究』 国立民族学博物館 2006	
湯山賢一 「有形・無形文化遺産の統合的保護に関する国際会議に至るまでの経緯」『月刊文化財』No.497, pp.17-19 文化庁 2005	
渡辺明義 「オーセンティシティと日本の文化財保護」『月刊文化財』No.377, pp.4-9 文化庁 1995	
Lyndel Prott “Defining the concept of ‘intangible heritage’: challenges and prospect” <i>World culture report 2000</i> , UNESCO 2000 pp.156-157 2000	

